

令和6年度第1回国民健康保険運営協議会議事録

1 招集年月日 令和6年7月31日(水)

2 開催日時 令和6年8月23日(金)14:00~15:30

3 開催場所 ホテルクラウンパレス小倉 2階香梅

4 出席者氏名

(1) 運営協議会委員

ア 被保険者代表委員 (5名)

藤岡きみ江、長尾由起子、吉川加代子、長野美智子、外山雄一

イ 医療機関代表委員 (5名)

吉田良、石井義輝、榎本通典、星野正俊、仙敷義和

ウ 公益代表委員 (7名)

田村大樹、原賀美紀、溝部昌子、濱寄朋子、岡本弘子、河野はつえ、井上龍子

エ 被用者保険代表委員(2名)

後藤政彦、山崎文俊

以上19名

(2) 事務局職員

長寿推進部長 小野 祐一

保険年金課長 世利 徳啓

健康推進課長 奥 栄治

他 保険年金課、健康推進課職員

5 議題

(1) 議事内容

- ① 令和5年度北九州市国民健康保険事業の運営について
(令和5年度国民健康保険特別会計決算見込み等)

(2) 報告

- ① 特定健診・特定保健指導について(令和5年度報告)
- ② 第二期福岡県国民健康保険運営方針の概要について

6 一般傍聴者 1名

報道関係 なし

◆審議内容(要旨)

議題 令和5年度 北九州市国民健康保険事業の運営について

委員 資料7ページ保険料収納率の推移について、令和5年度決算が90.98%に対し、令和6年度予算では92.42%の収納率を予定しているが、8月時点での今年度の収納率を教えてください。

次に、滞納繰り越し分の収納率は伸びているが、これは令和4年度から納付相談窓口を集約化したことが影響しているのではないか。

最後に、令和6年2月の当該運営協議会の際に、保険証の発行がなくなることから、短期証や資格証という制度がなくなると伺ったが、現在の実態について教えてください。

事務局 先ず、収納率についてお答えする。

令和5年度決算数字と令和6年度予定収納率の数字に乖離があるというご指摘については、令和4年度からの納付相談等に関する窓口の集約化に伴い、保険料の充当方法が変更になったことが影響している。窓口集約化前は、滞納があり分割納付をしている方については、納めた保険料は当年度分から充当していたが、集約化後は、税と同様に滞納繰り越し分から充当している。このため、このような結果になっている。

次に、今年度の収納率について、8月分の納付期限が未到来のため、6・7月2か月分の速報値では、おおよそ90%となっている。今後、払い忘れの人を含む滞納者に対して収納対策を行っていく予定である。

なお、集約後の納付相談窓口は、小倉北区役所及び八幡西区役所の2か所となっているが、遠くて相談に行けない被保険者に対しては、従来通り各区役所の国保年金課の窓口を経由し、Web やテレビ電話で対応している。さらには、納付相談担当部署において、電話等でも相談できるよう体制を拡充しているため、集約したことで相談にいけないという指摘は受けていないが、そういう指摘があれば今後でも対応してまいりたい。

最後に保険証についてだが、マイナ保険証については、後ほどご説明させていただくことからそれ以外についてお答えする。令和4年度から収納対策を変更したことに伴い、給付と徴収は切り分けており、滞納がある方のうち納付の相談にきている方については、保険証は発行している。今回8月1日からの保険証を更新しているが、滞納があり市に納付の相談にくるよう促しているが相談に来られない方や、居所不明により連絡が取れない方を除いた全ての方に有効期限が令和7年7月31日までのものを発行している。

委員 後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品についてお尋ねする。

私自身も持病があり日常的に薬を飲んでいるが、1年以上前からジェネリック医薬品が入手困難になっている。新聞記事によると、後発医薬品メーカーの製造工程での不祥事による工場停止や備蓄庫の火事などにより後発医薬品が不足供給が改善していない状況である。後発医薬品のビジネスモデルが破綻しかけているという説もある中、保険者として、後発医薬品の利用促進を行っているが、現在の状況について何

らかの対応や方向性をもっているのであれば教えていただきたい。

事務局 ジェネリック医薬品については、ご指摘のとおり報道等でもあったが、以前に比べて入手が厳しい件もあると聞いている。実際に被保険者の方に通知をお送りした際に、ジェネリック医薬品を使用したいが切り替えができなかったという声をいただいたこともある。

医療費が高騰している中で医療費抑制の方法の1つとして取り組んでいるが、ジェネリック医薬品の不足については、本市のみならず全体的な話となることから、今後の国の対応等を見てまいりたい。

委員 資料1ページ中に被保険者数の減の一因として、被用者保険の適用拡大があげられているが、国保財政の観点から見た際に、プラスとマイナスどちらと捉えているのか教えていただきたい。

事務局 被用者保険の適用拡大は、国保の財政運営としては厳しいと考えている。

現在本市の国民健康保険の被保険者の半数以上は、60歳から74歳の方となっており、他の年代に比べ医療費がかかる年齢になる一方で、収入は年金が中心であることから保険料の負担能力という問題もある。

被用者保険の適用拡大は、現役世代の方にとっては、厚生年金の適用を受けることに繋がるため喜ばしいことではあるが、国保の保険者の運営の観点に限るとなかなか厳しいと感じている。

委員 先ほどジェネリック医薬品について話題となったが、現在ジェネリック医薬品だけでなく、先発医薬品も不足しているものがあり、薬自体を変えてもらわないといけないものもある。そのような状況下の中、今年の10月から後発医薬品がある薬で、自身が先発医薬品の処方希望した場合に、先発医薬品と後発医薬品との差額の4分の1相当を負担しないとけない選定療養が開始される。このため、後発医薬品の使用率は自然と上がってくると思われる。この制度の開始について、被保険者への周知方法は考えているのか。

事務局 現在、ジェネリック医薬品については、国の指導もあり、ジェネリック医薬品を使用できますという案内は行っている。しかし、昨今の目まぐるしく変わる状況の中で、具体的に特定の医薬品の状況についてはまでは周知できていない。ただし、通知の中では、個人の病状等の状況により全てをジェネリック医薬品に変更できるものではないということを記載しており、また、個別に質問いただいた際には現在の状況等をお伝えしている。

会長 他に意見がなければ、令和5年度北九州市国民健康保険事業の運営について、当協議会として承認する。

報告 ①特定健診・特定保健指導について(令和5年度報告)

意見なし

報告 ②第二期福岡県国民健康保険運営方針の概要について

委員 2点お尋ねする。

まず、第2章保険料水準の統一について、県内60市町村の保険料水準を統一した場合、北九州市の国保の保険料や運営にどのような影響を与えるのか教えていただきたい。

次に、第3章保険料の徴収の適正な実施に関する事項について、医療費が増加すると保険料が上がる仕組みについては理解しているが、収入は増えない中で物価高騰や国民健康保険料、介護保険料が上がっており生活が厳しい人がいるが、その方に対して何らかの支援策は考えていないのか。

委員 関連することのため1つ紹介させていただく。

滋賀県野洲市では滞納した方に対してよく滞納してくれましたという姿勢で、そこから話を聞き然るべき福祉サービスへと繋げていると聞いたことがある。市民としては、北九州市にもこのような姿勢を持っていただきたい。

事務局 まず、保険料水準の統一について回答させていただく。保険料水準が統一された場合、本市の保険料については、負担軽減に働くと考えている。本市の場合、高齢者が多いことから医療費が高めに推移しているが、県単位で財政運営した場合、平準化されることになるため、本市の被保険者にとっては負担が減ることになる。一方で福岡市やその近郊は若い方が多く医療費水準が低いが、県単位化することで他都市の負担を強いることになる。しかし、本市としては国保を持続可能な制度としていくためにこの取組を進めていただきたい。

次に、第3章収納対策については、県内60市町村あることから収納対策の取組に差がある状況である。行き過ぎた収納対策は良くないが一方で対策をとらなければ公平性の問題もあることから、現場を見ながら対応を進めていくことが大事だと思っている。

野洲市の対応は存じ上げないが、本市の国保年金課の窓口で納付の相談に来られた場合、基本的には料金納付課を案内することになるが、中には生活そのものが立ち行かなくなっている人もいる。そのような場合は、最後の手段として生活保護の窓口の案内までも行っている。

その他 健康保険証の廃止に伴う報告について

委員 今年の12月2日以降に国保年金課の窓口で加入や転居などの手続きに来た人に対しては、資格確認書を交付するというところでよろしいか。

また、マイナンバーカードの紐づけを行っていない方など、いわゆるマイナ保険証を持っていない人に対しては漏れなく自動的に来年の7月末までには新たな資格確認証が届くという認識でよろしいか。申請は必要ないということでもよろしいか。

事務局 まず、今年の12月2日以降に退職や転居などにより国民健康保険の窓口で加入の手続きに来られた方のうちマイナ保険証と紐づけを行っていない方については、恐らく

現行の保険証の交付と同じように郵送で資格確認書を交付することになると思われる。

また、資格確認書の有効期間については、政令市間でも協議を重ねており、はっきりと決まっていないところもあるが、現在の保険証と同様に1年ごとの更新になると思われる。

なお、当分の間申請が無くても交付するとなっているが、こちらについては国から詳細な情報が届いていない部分もある。また、マイナ保険証の登録の有無については、市町村ではすぐにわからず、国からの情報提供に基づき把握するしか方法がない。このため、マイナ保険証の登録をしていない方への資格確認書の発行については、ある時点で、例えば、6月末時点での状況を抽出しマイナ保険証の登録がない方へ資格確認書を発行することになると思われる。

委員 今回配布された資料のうち、厚労省が昨年12月22日に出した事務連絡に、資格確認書のはがきサイズとカードサイズのフォーマットが記載されているが、北九州市にこのフォーマットが届いたのはいつ頃か。

事務局 このフォーマット自体は国の通知となることから私どものもとに届いたのは昨年のも末である。しかし、システム改修に必要な詳細な情報等がこの時点では国から示されておらず最近になり詳細なものが示されたことから今回お伝えすることとなった。

委員 本来であれば、12月にこの通知が手元に届いていたのであれば、2月に開催された運営協議会において報告してもよかったと思うが、システム改修に必要な予算や仕様について協議を重ねていたため今回になったという認識でよろしいか。

事務局 その通りである。2月の運営協議会までに中身について検討する間がなかったことや、どうすべきということについて他の政令市や県と話をしてしたが答えがでていなかったことから、後手になってしまったが今回の運営協議会での報告となったもの。

なお、被保険者にとっては、今回大きな制度改正となることから様々な広報等により周知を行ってまいりたい。